

譲渡人は、不動産を売却して代金全額をもらいたい。
相手方は、不動産を保有したくないが、その不動産を使用して賃借料を支払い続けたい。
そこで、SPC スキームを利用して、譲渡人は SPC に不動産を売却し代金を受取る。相手方は SPC と賃貸借契約を締結して賃料を支払う。

